

26 春総第 1048 号

平成 27 年 2 月 5 日

春日井市長 伊 藤 太 様

春日井市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 近 藤 真

春日井市個人情報保護に関する重要な事項の諮問について（答申）

平成 26 年 12 月 2 日付け 26 春情第 322 号で諮問のあった、住民基本台帳事務及び市民税（個人）事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）は、特定個人情報保護評価指針（平成 26 年 4 月 20 日特定個人情報保護委員会作成）の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断するが、市民税（個人）事務の特定個人情報保護評価書には、次の記載を追加すべきである。

1 記載すべき場所

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言の特記事項

2 記載すべき事項

外部事業者への一部事務の委託について、情報保護管理体制に万全を期していること

（連絡先）春日井市情報公開・個人情報保護審査会事務局

春日井市総務部総務課文書担当

電話：85－6129